

# あなたの財産を確認してください

## 固定資産課税台帳の縦覧

自分の所有している財産（固定資産）を確認していただくために、固定資産課税台帳を無料で見ることのできる縦覧を次のとおり行います。

### ◆縦覧期間

4月3日(月)から5月31日(水)まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

### ◆縦覧できるもの（固定資産課税台帳にかわるもの）

・土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）

・家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

※縦覧台帳は、旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所で閲覧してください。

### ◆縦覧できる人および縦覧に必要なもの

① 固定資産税の納税義務者（ただし、土地（家屋）のみを所有しているものは、家屋（土地）の縦覧ができません。）

・必要なもの・・・

納税通知書や課税明細書あるいは運転免許証など

### ② 納税管理人（代理人）

・必要なもの・・・納税通知書や課税証明書

（納税者から委任があったものとして扱う。）

※納税者と同居の親族も同様に取り扱います。

### ◆縦覧料／無料

◆時間／午前8時30分から午後5時15分まで

### ◆場所

周防大島町役場

大島・久賀・橘・東和各総合支所

### ◆問い合わせ

周防大島町役場税務課

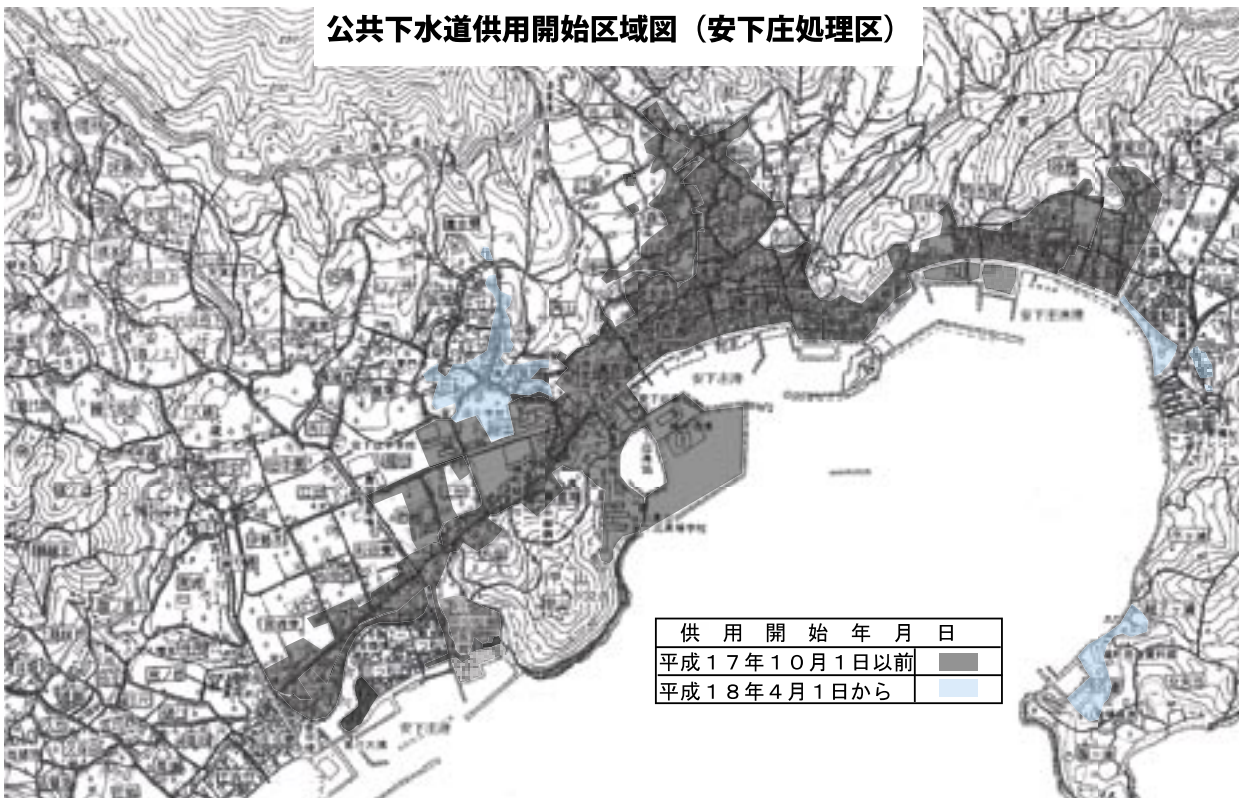
☎0820(74)1008



安下庄地区公共下水道では、4月1日からさらに使用できる区域が拡大されます。（使用できる区域は、図のとおりです。）供用開始区域図の縦覧を、役場下水道課および橘総合支所の窓口で、3月17日から2週間行います。

なお、供用開始から3年以内に水洗便所に改造されると、資金の融資を受けることができます。また、快適な生活と環境保全のために、早めに下水道への接続をお願いします。

公共下水道供用開始区域図（安下庄処理区）



「公共下水道の供用区域が拡大されます」～安下庄地区～